

のびやか



63号



左の写真は、
青い鳥医療療育センター
周辺の白モクレン並木の
様子です。（3月下旬）



63号発行にあたって

若葉の緑が目にも鮮やかなこの頃、心若やく季節となりました。

平成28年度がスタートしましたが、いかがお過ごしでしょうか。新しい環境には、まだまだ戸惑うことも多い時期かと思えます。

さて、当センターは4月1日付にて、施設名称を

「愛知県青い鳥医療療育センター」

に変更させていただきましたので、略儀ながら、書中をもちましてお知らせいたします。

当センターも、名称変更にともない心機一転、あらためて、私たちの使命を果たして、地域の支えとなるように事業運営にあたっていきたいと思えます。

今後とも引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年4月吉日

目次：

シリーズ 言語聴覚士からのおはなし	2~3
障害児者相談支援事業 全国連絡協議会 研修報告	4~5
通園部門	6
地域療育研修会 実施報告	7
掲示板	8

シリーズ ～言語聴覚士からのお話し～ その2

「発達障害のコミュニケーションについて」

青い鳥医療療育センター リハビリテーション部

主任言語聴覚士：青木 徳子

シリーズ ～言語聴覚士からのお話し～の、その2は、青い鳥医療療育センター言語聴覚士青木徳子が担当させていただきます。

今回は自閉症スペクトラム症について少し書かせて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

最近、大人の発達障害当事者会に参加する機会があり、そこで知り合った自閉症スペクトラムの方の印象的なお話しからご紹介したいと思います。ちなみにその会は、お互いニックネームで呼び合う事になっており、私は「のん（恥かしながら昔の呼び名）」。その方は「ジャイアント」と称し、なぜ彼がジャイアントにしたかについても事細かに私に説明して下さいました。

自閉症と言うと「人に関心がない」とか、「相手の方の気持ちが読めない」というようなイメージがあるかと思いますが、本当にそうなのでしょうか。私は長年の疑問をジャイアントさんにきいてみました。

以下が、その際の会話の様子です。

のん：「ジャイアントさんは相手の気持ちに関心がないの？」

ジャ：「関心がないわけじゃなくて、むしろ怖いよ。相手がどう思っているか、とても敏感になっているし、相手の気持ちを探るのにすごく労力を払ってる。」

のん：「ジャイアントさんは相手の気持ちをどうやって察しようとするの？」

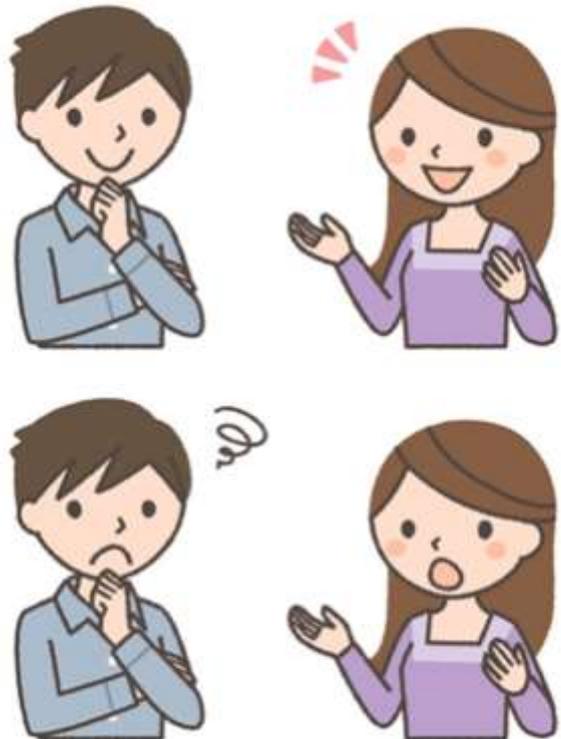
ジャ：「自分もこう考えるだろうから、相手も同じように考えるだろうと思ってやってきたけど、それでずいぶん失敗したな。」

のん：「自分と同じように相手も感じていない時って意外と多いですね。」

ジャ：「そうなんですよ。それで今は相手の気持ちについて、可能性を4～5パターン作ってそこから選ぶようにしてます。」

のん：「例えばジャイアントさんはチョコレートが好きで、それを誰かに勧めようとした場合相手は①嫌いかもしれない②好きだけど今は食べたくない③大好き。今すぐ食い……といったように何パターンかシミュレーションするってこと？」

ジャ：「まあ、そんなところかな」



想像してみてください。

ふだん私たちは相手の気持ちを察するのに、こんな回りくどいやり方をしているのでしょうか。例えば休憩時間に「チョコ食べる？」ときいてみたとします。「う、うん」とほんの少し相手が躊躇して笑顔で頷いたとしたら、

たとえ笑顔で頷いてもいたとしても（あー今はいないのかな）と瞬間的に感じる事ができるでしょう。もし相手が気のおけない友達なら「ダイエット？」ときいてみるかもしれません。そんな風に会話は流れるように進んでいきます。これがジャイアントさんだったら、まず相手の気持ちを量るのに時間がかかります。その上で間違いの可能性もでてきて、会話はギクシャクしたものになりかねません。そうなるとう彼は「自分が判断をミスった！」と己を責めてしまう可能性も大いにあるのです。

自閉症スペクトラム症というのは、コミュニケーションにおいて質的な問題を抱えていると言われています。質的障害というのは、コミュニケーションそのものが「できない」という量的な欠損ではなく、かつ、そういうことを「やろうとしない」動機づけや意欲の問題ではないことを意味します。彼・彼女らは、コミュニケーション行動もとろうとするし、そのレパートリーももっている。しかしそれが障害のない人とずれることで、そういった行動が本来もっている機能を行使できないのです。岐阜大学の別府哲教授は、「自閉症を質的な障害ととらえれば、支援の方向性はとしては、周りの人が自閉症スペクトラム症児・者の思いや感じ方に寄り添うこと、そしてズレを埋め、共有経験を豊かに保障することが考えられる」と述べています。

ジャイアントさんは、もし子どもが自閉症スペクトラムだった場合、大人はどう対応すべきか、こんな風に教えて下さいました。「第一に、楽しい、うれしい気持ちを共有してあげてほしい。例えばこどもが道端に落ちているボタンを拾って大人に見せたとすると、大人は『汚いから捨てなさい』ではなくて『きれいなボタンだね』とまず一緒に眺めてあげてほしい。その上で次にルールを教えていけばいい」と。私にとってはこのジャイアントさんの言葉は非常に印象深く残りました。自閉症スペクトラム症の子どものコミュニケーション支援をしていく上で、いろんな技法や理論がありますが、このジャイアントさんの言葉ほどシンプルでかつ核心を突いているものはないのではないかと思います。

大人の当事者会は月に1回、2時間ほどおしゃべりをする会ですが、私は初参加の日からフランクにいろんな事をジャイアントさんと話し、最後に「今日はありがとうございました。いろいろ勉強になりました。」とお礼を言って別れようと思いました。するとジャイアントさんは少し切なげに私の方を見て、何か言い出しにくそうにもじもじ頭を掻いておられました。私は「？」と思い、少し立ち止まると、ジャイアントさんは意を決したように「あのさ～あれかな～。やっぱりあれかな～」と少し上ずった声で話し始めました。私はさらに「???'と困惑。ジャイアントさんはこう続けました。「やっぱり、あれかな～。ジャイアントって呼びにくいのかな～。」「アッ！」私は一瞬凍りつきました。「ジャイアンじゃなくてジャイアントなんですよ。ジャイアンじゃ全く違う意味になりますから。」と一気に吐露されました。そうなのです。私は2時間ずっと間違えて「ジャイアント」を「ジャイアン」と呼んでいたのです。ジャイアントさんにとって思われのあるニックネームをまるでドラエモンのいじめっ子のように間違えて呼んでいたのです。「ごめんなさい。本当に。」それにしても、相手の心を慮った遠慮深く優しいエピソードではないかと思いここに紹介させて頂きました。



上の写真は、青い鳥医療療育センターの言語聴覚訓練室の様子です。

「平成27年度 障害児・者相談支援事業 全国連絡協議会 コーディネーター研修会」 報告

平成27年11月30日・12月1日に、広島市で開催された「平成27年度 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 コーディネーター研修会」に参加しました。「障害児・者相談支援事業全国連絡協議会」は、「障害児（者）地域療育等支援事業」（現在の障害児等療育支援事業）の発展を目的に結成された協議会です。制度等の変遷に伴い、現在では「障害児相談支援事業」の重要性が増しており、療育や相談支援の質の向上と福祉サービスの適切な提供を実現するために研修会等が実施されています。今回の研修会では、大きなテーマとして「障害者差別解消法」と「学齢期の支援」が挙げられました。

○「障害者差別解消法」について

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が施行されました。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。そのために、①「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の禁止と、②「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」の実施について明記されています。この法律の概要や「差別的取扱い」や「合理的配慮」の解釈や判断基準等については、下記の内閣府のホームページ、

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> を参照、ご確認ください。

「障害者差別解消法」の理念と概要には、障害児支援と発達支援に関わる私たちにとっても、大きな意味が含まれている内容であると感じました。

不当な差別的取扱いの禁止は当然のことですが、「合理的配慮」については、判断の基準や解釈に相違が生じることもあるのではな

いでしょうか。また「合理的配慮」の実施に伴う負担が過重である場合は、その提供の義務は生じないとあります。では、どの程度の負担が過重となるのか、支援者・サービス提供者として迷う場面も多くなるのではないかと感じました。

※「合理的配慮とは？」

生活をしていて受ける様々な制限をもたらす原因を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で個別の状況に応じて行う必要な便宜や配慮のこと。

- 例) ①段差がある場合にスロープを使って補助をすること
②物や絵や文字など見せながら、短いことばや文章で話すこと
③教室で黒板周りの掲示物の情報量を減らすこと など・・・

子どもの育ちを促す個別の発達支援と子どもが育まれる環境や関係を整える支援によって、地域社会が子どもたちとその親たちを支えています。「合理的配慮」の考え方は、療育の実践や発達支援の際にも当てはまるのではないかと感じました。子どもたちが「困っていること」や「生きにくいさがあること」の原因となる「社会的障壁」を取り除くこと、場面の設定や対人関係の介入などの「環境調整」を図ること、これら療育や保育の現場で既に実践されていることだと思います。

この「障害者差別解消法」では、この法律に違反する行為自体については、罰則は存在しません。この法律の主旨は、違反したことを罰するのではなく、差別のない共生社会の実現にあるからです。



しかし、日々の支援の現場では、必ずしも理念や理想を実現できることばかりではありません。逆に現実的な判断を迫られる場面も多くあると思います。その場合の必要な対応として、私たちは「なぜ合理的配慮が実施できないのか」「どこが荷重な負担になるのか」などについて、当事者、支援者、第三者にて検討していく『建設的対話』の実施が大切な過程となります。この建設的対話において、子どもたちの「暮らしにくさ」や「困っていること」の原因となる「社会的障壁」を取り除いて、「場面」「関係」を整えて、みなと一緒に育つ環境を設定する必要があります。その際には、子どもの特性、それぞれの地域や施設、園などの状況に応じた建設的対話を重ねることが重要です。

「子どもが何を感じているのか」「子どもに何が起きているのか」など、子どもの見立てがとても大切ですが、そこが最も難しいことでもあります。この「見立て」がずれてしまうと、せっかくの「合理的配慮」も、配慮とはならないことも危惧されます。

あらためて、子どもの発達段階、気持ち、家族背景など、その子どもの詳細について正確に把握することが、とても重要なことであると感じさせられました。

また、私たち障害児支援・発達支援に携わるものにとって、もう一つ大切なことは、私たちが「合理的配慮」や「適切な関わり方」などの情報や知識を、地域の人々に伝えていく役割が求められていることにも気づかされました。

○「学齢期の支援」について

近年、「乳幼児期から学齢期への継続した支援の重要性」が提起され、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行や児童福祉法の改正により、療育や発達支援の分野に障害福祉サービス事業が普及してきました。障害種別に応じて整備されていた障害児通園施設や通園事業は、障害児通所支援として「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス」へ移行しました。国は「身近な地域で支援を受けられること」（量の拡大）と「障害種別に関わらず適切な支援を受けられること」（質の確保）を指針としています。制度は着々と整備をされて、事業所の多様化、増

加による、「質の確保」をどうするかが、大きな問題となっています。一方で、「相談支援事業」や、実施事業所や実施件数が伸び悩んでいます。

今回のコーディネーター研修会では、「学齢期を支える」をテーマにシンポジウムが行われました。各地で相談支援や障害児支援、特別支援教育を実践されている方々の報告と活発な意見交換が行われました。

子どもの出生数は減ってきているのに、障害児支援のニーズは高まってきています。放課後等デイサービスや児童発達支援事業の事業所は急増するものの、その質の担保が問われています。一方で障害児相談支援に関しては、実施事業所が増加せず、障害児支援利用計画（サービス等利用計画）の質が問われています。各地で行政機関や自立支援協議会が連携を図り、事業所の横の繋がりを作ることや支援の質の向上を目指す取り組みが始まってきています。また、適正な支給のための「サービス等利用計画」を客観的に評価してくためのシステムの確立も模索されているようです。

支援の適正化、支援の質の向上を図るための「公平・客観的な評価システム」の確立が期待されていると感じました。

青い鳥が担当する圏域でも、市町村が単独事業として行っていた療育施設が、「児童発達支援事業」に移行していったところがあります。それぞれの地域の実情や経緯により、市町村による公立運営の「児童発達支援事業」、指定管理や民間委託のもと、運営される「児童発達支援事業」など、運営形態も様々であり、各自治体でも模索が続いている状況です。また、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業への民間事業所の新規参入が年々増加、多くの事業所が開設され、福祉サービスとして事業展開されています。支援の内容も様々であり、「生活」「学習」「運動」に関する支援や「リハビリテーション」「心理療法」に基づく支援など、それぞれの特徴があります。また、「児童発達支援事業」では、単独通所支援を提供し、保護者の就労など社会参加やレスパイトの要望に対応できる事業所も求められています。

また比較的小規模な市町村が多い、海部圏域や尾張中部圏域では、療育施設も母子通園支援が主となり、単独療育の機能も果たす施設がまだまだ少ない状況です。保育所の利用が難しいと思われる子どもが単独で利用できるのは、民間の児童発達支援事業所しかない地域があります。発達支援、療育なのか、レスパイトのための預りなのか、親のニーズ、利用の目的も様々です。

それぞれの事業所は、独自の事業運営を展開し、様々なサービスと支援を提供しています。このように、発達支援体制は大きく変わりつつあります。選択の幅がひろがったことは良いことだと思いますが、利用する側（家族）の事情と希望により選択されていく傾向が強くなりがちです。そこには、子どもの発達をどう支援していくのかという観点が弱くなるのが懸念されます。「発達支援」と、

「福祉サービス利用」の相違を十分に理解し子どもと家族にとってよりよい支援を考えていくことと、子どもと家族の間で、適切かつ必要な支援について調整を図ること、その役割を『誰』が担っていくのでしょうか。

『誰』が、子どもの育ちの過程を一緒に考えていくのでしょうか。

母子の成長に寄り添う保健師や療育施設の保育士、福祉サービス利用等の相談を受けて利用計画を立案する相談支援専門員、そして支給決定する行政の担当者、今、全国の各地域では、それぞれの支援者や関係者が適切な支援について試行錯誤をしているようです。

私たちは、今一度「支援」の本質に立ち返り、「支援とサービス」の相違、「支援と指導」の相違を理解したうえで、支援内容を検討していかなければならないと感じさせられました。（地域療育担当：西口）

通園部門

医療型児童発達支援センター 「どんぐり園」

12月4日、子どももお母さん方も楽しみにしていたサンタさんがフィンランドからやってきてくれました。どんぐり園ではいつもサンタさんにプレゼントをしているのですが、今年はサンタさんから貰っちゃおう！という事で、子ども達の手形の上にサンタさんの手形をぺったんこ！その大きい手に大人も子どももびっくり。とってもレアなプレゼントをサンタさんから貰いました。（その後サインまで頂いてしまいました…！）みんなからも、楽器を演奏しサンタさんにお歌のプレゼントをしました。サンタさんに会えて嬉しかった子、大きな体にびっくりしたのか少し怖かった子、サンタが来ている間に寝てしまい「僕は会っていない」と後から怒ってしまった子など、子ども達の様々な気持ちが見られました。きっとどの子も思い出に残ったと思います。

サンタさん、素敵なプレゼントをどうもありがとうございます。来年もまた僕たちに会いに来て下さいね。



※ サンタさんとの記念撮影の様子です！（どんぐり園保育士：小坂井）

お知らせ

約3年間にわたり連載してまいりました「卒業生からの手記 ～自立にむけて～」ですが、筆者の仕事等が多忙となったため、一旦終了させていただきます。連載の内容のとおり、筆者は相変わらず地域社会において、仕事や趣味など元気にご活躍されています。

またいつか機会があれば、その活躍ぶりをお届けしたいと思います。

第5回 地域療育研修会 実施報告

テーマ：子育て支援・保育・療育における

「これからの発達支援」について

当センターでは「障害児等療育支援事業」の一環として、地域において障害児（者）の療育に携わっている方々にむけての地域療育研修会を実施しています。平成28年2月2日（火）に、圏域内の行政担当者、各市町村の発達支援の中軸を担う方々を対象にした、27年度第5回地域療育研修会を開催いたしました。

第5回の研修会では「子育て支援・保育・療育における『これからの発達支援』」をテーマに、北名古屋市福祉部児童課の板谷有里子保育長に講演をしていただき、講演後には関係者別のグループワークをしました。北名古屋市（旧師勝町と旧西春町）は、尾張中部および海部圏域内では最も早い段階に、障害児通園事業を行っていた地域です。講演では、各機関の連携のあり方、職員の育成についてなど、北名古屋市の発達支援システムの整備の過程と今後の方向性について説明していただきました。講演後のグループワークでは発達支援、子育て支援の制度の大きな変革や少子化など社会情勢の変化にともない今後の各市町村が果たす役割について、活発な議論が交わされました。

北名古屋市の発達支援の特徴として、人口84,409人（平成28年1月1日）、平成26年度年間出生数824人の規模に対して、障害児親子通園2か所、就園前の週1回療育教室3か所などの必要な支援が整備されていること、また、それらの関係機関の連携が図られていることなどが挙げられます。また職員の育成にも力をいれておられて、保育園、療育施設のそれぞれの職員が、職歴や年齢に応じて、「事例検討会」や療育施設での「体験型研修」など実施して、個々の力量向上を図り組織力を高めていくことが必要との認識で取り組まれています。講演後のグループワークでは、連携の充実を図るためには、それぞれの事業や会議等の設置要綱を整えることが必要であることや、人材育成や環境整備のために、いかに予算を確保するかなどについても

議論が交わされました。

北名古屋市のもう一つの大きな特徴として保育、療育のそれぞれの豊富な経験がある職員が、行政内において子育て支援の視点に基づいた発達支援の体制を作る役割を担っていることだと思いました。市町村によっては支援機関の連携の必要性を感じながらも、組織として機能することの難しさを感じられていることと思います。今回の講演は多くの示唆に富んでいたと感じました。北名古屋市の発達支援システム、それを実行するための行政の組織や法的根拠を参考していただきながら、各自治体にて、それぞれの実態に則した、発達支援システムが整い、子どもたちを支えていけるようになることを、地域の方々と一緒に考えていきたいと思いました。

この「障害児等療育支援事業」の大きな目的として、事業の実施要綱に「身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう地域の療育支援体制の整備・充実を図り、もって障害児（者）の福祉の向上を図ること」とあります。

当センターでは、今後もこのような研修会を企画し、圏域内の市町村同士で情報共有や意見交換を図る機会を作り、地域の支援者のみなさんと一緒に、地域づくりについて考えていきたいと思っています。



※研修会の様子です

（地域療育担当：西口）

